

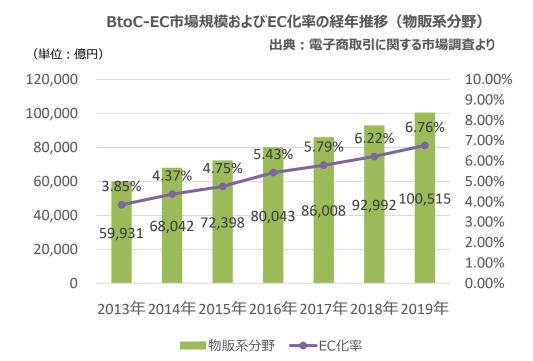
# 製品事故の概況/社会構造の変化・技術革新を踏まえた製品安全のあり方

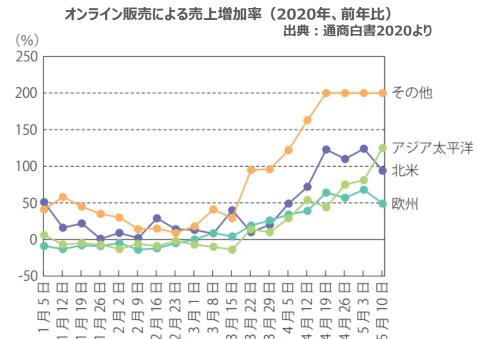
①インターネット取引における製品安全

2021年3月 経済産業省 産業保安グループ 製品安全課

# インターネット取引における製品安全の現状と課題

- インターネットショッピングモールは、中小・零細企業、個人事業主等による市場アクセスを飛躍的に高め、消費者の便益向上に繋がることから急速に成長しており、さらに昨今の新型コロナウイルス感性症対策としての社会的距離の確保といった社会的要請を受けて、存在感が増している。
- 他方で、インターネットショッピングモールで販売された製品による**重大製品事故や必要とされるPS** マーク表示が付されていない製品の販売等による違反事案も増加しており、出品者の増加に規制が追いつかなくなるおそれがある。
- 今後、インターネットショッピングモールを中心としたEC市場は一層拡大していくことが予想されるなか、これまで以上に消費者の安全を確保するとともに、健全な市場として成長することが必要。





# 【再掲】重大製品事故が起きた製品の入手先

● 近年、インターネット通販で購入した製品による事故の比率が増加傾向。

## 重大製品事故の製品入手経路

- ※2020年度は、2021年1月13日受付分まで。(入手経路が特定できている件数は478件)
- ※重大製品事故報告を分類しているため、消費者が製品を入手してから事故が発生するまでの期間分のタイムラグがある。
- ※重大製品事故報告のうち、入手先が判明している事故を以下グラフに分類しており、製品の入手先不明の事故については除外してある。



■インターネット通販

■小売店

その他

- 通信販売・訪問販売

一中古品等

→インターネット通販で購入した製品での事故率

# インターネット取引における製品安全に関する検討会における議論

- 有識者による「インターネット取引における製品安全に関する検討会」を昨年度より計 4 回開催
- 検討会では、インターネットショッピングモールを経由した取引を中心に、消費者に対する危害の防止を図るための取組を検討。
- 2020年6月、国・モール等運営事業者・消費者に求められる取組について、 提言(報告書)を公表。

#### 2019年11月

- □ 国、モール運営事業者の取り組み紹介
- 製品安全行政とモール運営事業者の連携

第1回

#### 2020年2月

- □ 海外販売事業者へのアプローチ
- □ 国際枠組みの活用など

第3回









# 第2回

# 第4回

#### 2020年1月

- □ 個人情報保護及び情報の取り扱い
- □ 違反品の情報共有、効果的なリコールについて

#### 2020年5月

- 国、モール運営事業者の求められる役割について
- □ 検討会による提言のとりまとめ

2020年6月 国・モール運営事 業者・消費者に 求められる取組を 提言として公表

# 提言に定められた国・モール等運営事業者・消費者の取組

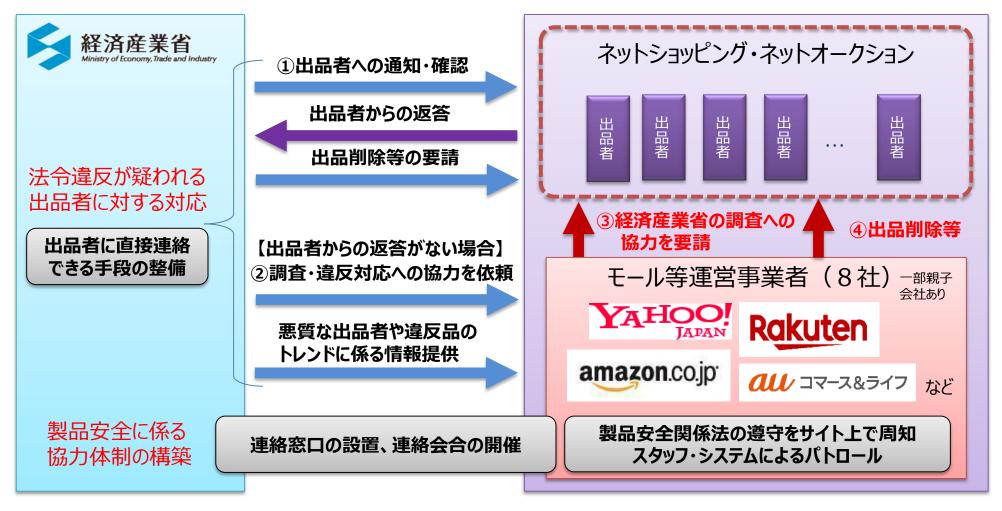
- 検討会による提言を受け、製品安全4法違反及び事故等発生状況を踏まえて選定した一部規制対象品目について、製品安全4法に定められた表示の有無の確認に加え、表示が付されていない製品は販売をさせないなどの要請を同年7月13日に技術保安審議官名でモール運営事業者7社宛でに発出。
- 今後もモール運営事業者との連絡会合等を通じて取組のフォローアップを継続。また、国が行うべき他の取組についても引き続き対応。

### <提言に定められた国・モール事業者・消費者の取組(一部抜粋)>

国による 取組 -	インターネット上における「陳列」行為の対象を整理し、ネット店舗においても販売前の法執行環境を整備
	モール運営事業者による取組促進のため、製品安全に関する情報提供及び取組の進捗状況の把握
	対象とする製品の特定や確認時に入手すべき情報を整理し、要件を定めモール運営事業者に要請
モール等運 = 営事業者 による取組 =	購入者にリコール情報等を、製造・輸入事業者に危害防止のための取組に資する情報を提供
	規制対象製品を販売する事業者に対し、製品安全4法に定められた表示の有無を確認
	確認した違反製品の情報について、連絡会合等を通じ、他モール運営事業者と共有
	販売事業者に対する製品安全4法の周知、消費者行動の促進等のため、製品安全に関する情報を提供
消費者による取組	購入や出品を行う取引の当事者として消費者自身が、取引前後にできることを改めて確認。
	モール運営事業者が構築している通報機能等のツールを活用し、自らが確認・経験した安全に関する情報を発信

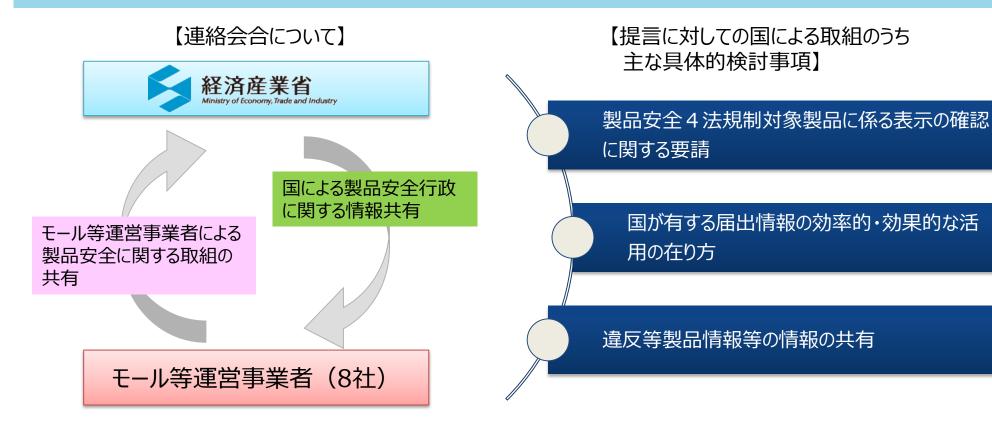
# モール等運営事業者との協力体制の構築

- 現在、経済産業省とモール等運営事業者8社の間で、協力体制を構築。
- 経済産業省が行う出品者に対する調査・違反対応への協力、製品安全関係法の遵守をモール 運営事業者のサイト上で周知、連絡窓口の設置及び連絡会合の開催などの取組を進めている。



## モール等運営事業者との連携(連絡会合)の実施と提言のフォローアップ

- 現在、モール等運営事業者と「製品安全の確保に向けたインターネットモール等運営事業者との 連絡会合」を半年に一回を目途に開催。
- 検討会の提言では、国による取組として「モール運営事業者が行う規制対象製品に係る表示の確認にあたって、対象とする製品の特定や確認時に入手すべき情報を整理し、要件を定めモール運営事業者へ要請」と掲げる。
- これらの提言に掲げられた取組について、フォローアップを実施中。



# 要請に基づくモール等運営事業者による出品前審査の実施

- 昨年7月、モール等運営事業者に向けて、「消費生活用製品安全法等の規制対象製品に係る法定表示の確認等の要請について」を発出。
- 特に、違反や事故報告の多いリチウムイオン蓄電池、カートリッジガスこんろ及び携帯用レーザー応用装置の3品目について、モール等運営事業者は出品者に製品画像の提出を求め、PSマークの表示の確認を実施中。
- PSマークの表示のない製品は、製品安全4法に違反していないことが確認できるまで、出品者のサイト上では販売を停止。

【リチウムイオン蓄電池】

【携帯用レーザー応用装置】 (レーザーポインター) 【カートリッジガスこんろ】



リチウムイオンバッテリーの セルが発火した様子



高出力のレーザーポインターに よってマッチに火が点く様子



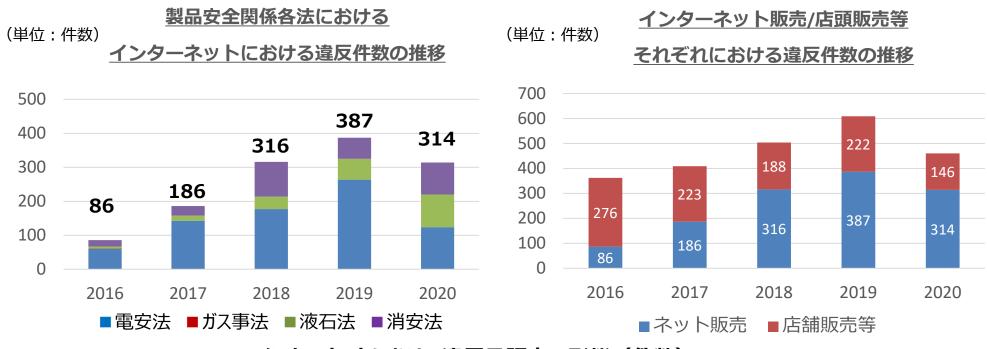
倒れた直結型カートリッジ ガスこんろの破裂事故の 再現映像



出所:NITE 製品評価技術基盤機構ホームページ

# インターネットを通じた違反品販売の現状(推移)

電子商取引の拡大に伴い、製品安全関係法に抵触するものと経済産業省が確認した件数のうち、インターネット販売における件数の割合は増加傾向にあったところ、一定の減少効果がみられる。※国内取引に限る。



## インターネットにおける違反品販売の形態(件数)

	2016	2017	2018	2019	2020
モール	68	149	300	365	294
自社HP	18	37	16	22	20
合計	86	186	316	387	314

# 違法品を扱う海外販売サイトの実態

- 携帯用レーザー応用装置(主にレーザーポインター)については、**高出力かつPSCマー ク表示のない違法品が、日本語のみで構成された海外事業者が運営している販売サイト(以下、海外販売サイトという)にて取り扱われている**事例を確認。
- 検討会においても、そうした海外販売サイトの削除のノウハウを有する事業者を通じ、当該サイトのドメイン停止・削除をレジストラに対して要請する等、販売サイトの公開停止措置を講じることが重要と提案。



# 違法品を扱う海外販売サイトに対する対応(販売サイトの公開停止要請)

- 令和元年度より、監視機関を通じて、ドメイン販売・登録等を行うレジストラに対し、違法な高出力レーザーポインターを意図して日本向けに販売する海外販売サイトについては、販売サイトの公開停止措置をとるよう要請する取組を開始。
- 違法品を扱っていると確認した17件の海外販売サイトについて、レジストラへの要請を 行った結果、**現在、販売サイトの公開停止状態を保持**することが出来ている。

## <海外販売サイトの閉鎖要請を行う流れ>

# 経済産業省



・違法品を扱う海 外販売サイトの確 認、リストアップ

委託した監視機関に、公開停止措置の要請対象となる海外販売サイト情報を通知

#### 監視機関

要請対象となる 海外販売サイトの ドメイン販売・登 録等を行っている レジストラを特定

●レジストラに経産 省からの公開停 止要請を伝達

#### レジストラ

経産省からの要請を受け、サイトの一定期間公開停止を実施

※17のサイトは、いずれも消安法の基準を大幅に超過した出力の製品を販売している。

※一定期間(90日間)の後、サイトが再開された場合は、再度要請し、停止を延長。

## 違法品を扱う海外サイト

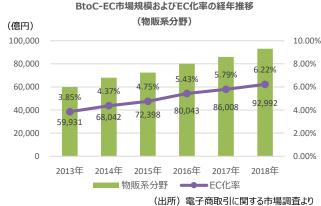
レジストラにより販売サイトの公開が停止される。



サイトを通じて の販売が出来 なくなる。

#### 1. はじめに

- スマートフォンの普及・決済機能の多様化等に より消費者へ幅広く浸透し、取引形態も複雑 化。
- 物販系分野における日本国内の消費者向け 電子商取引規模は平成30年に約9兆円 となり、5年前の平成25年(約6兆円)と 比べると1.5倍に拡大し、対前年度伸び率 は8.12%となっており、本分野が引き続き 進展していくと想定。

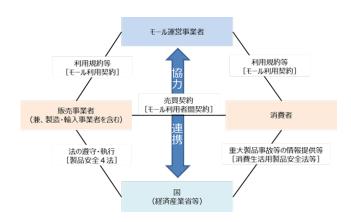


 製品安全4法※1は、規制対象製品の製造・ 輸入を行う事業者に対し、国への届出ととも に、技術基準の適合性を確認し、その上で、法 令で求められる表示(PSマーク等)を貼付 することを義務づけ。また、規制対象製品を国 内で販売する事業者に対し、PSマーク等が 貼付されているものでなければ、販売及び販売 目的の陳列を禁止。

#### 2. 製品安全規制と取引の流れ

- 国は、規制対象製品を販売する事業者に違 反が確認された場合には当該製品の販売を中 止させるなどの措置や、重大製品事故に関する 情報を公表し、製造・輸入事業者のリコール実 施情報や製品安全に関する情報も消費者へ 提供し、危害防止を図っている。
- 事業者や消費者へ取引の「場」を提供するモー ル運営事業者※2は、利用規約を設け、利用 者に遵守することを求めるとともに、個人情報の 扱いを含め、当該ショッピングモール等の利用に 際しての諸条件を規定。

国の製品安全に関する取組とモール運営事業者が介在する取引関係イメージ



### 3. 国・モール運営事業者の取組・連携

国は、法令に基づく指導等に加え、インターネッ

- ト取引を行う販売事業者に向けたホームページ で販売事業者が行うべき事項を掲載。製品安 全4法の概要資料、インターネットで多く取引さ れている規制対象製品例を明示。
- モール運営事業者は、利用規約のほかにガイド ライン等で販売事業者に対しルールを設けるな ど様々な取組を行うことによって、ショッピングモー ル等で取り扱う製品の安全性を確保。

#### 【モール運営事業者による取組の例】

- ・販売事業者に対する利用規約等での製品 安全4法遵守の明確化
- ・規制対象製品にPSマークが付されているこ とがわかる画像を販売ページにおいて明示する ように、ガイドライン等で規定
- 一部の規制対象製品に係る販売前の書類 審査の実施
- 販売されている製品の監視 (ネットパトロー) ルの実施)、危害を及ぼす恐れのある製品や 製品安全4法に違反する製品の削除
- ・危害を及ぼす恐れのある製品に関する販売 事業者及び購入者への注意喚起(メールや 掲示板等での情報発信)
- 消費生活用製品安全法、電気用品安全法、ガス事業法、 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法 律の4法を指す。
- ※ 2 オンライン・ショッピング・モール、インターネット・オークション、オ ンライン・フリーマーケットを運営する事業者。

• 両者による定期的な連絡会合等の実施を通 じ、国による情報提供、協力依頼、販売停止 の要請等が行われ、モール運営事業者による 販売事業者に対する注意喚起と販売停止措 置を実施。さらに、ネットパトロールにおいても、 協力体制を構築。

これらの取組は、消費者の危害防止に大きく貢献。

#### 4. 違反及び重大製品事故の現状等

- ・ 経済産業省で確認した平成30年のインターネット取引における販売事業者の違反件数は316件。このうちオンライン・ショッピング・モールでの違反件数は294件。国及びモール運営事業者の取組や両者の協力・連携を強化し、違反製品の流通をさらに抑える必要がある。
- インターネット取引に共通の課題として、製品安全4法で規制する「販売の目的で陳列してはならない」の「陳列」について、インターネット上においてどのような行為を対象とするのか不明確。
- 最近の製品事故では、充電式掃除機用などとして販売された純正品でないバッテリーパックによる火災が連続して発生。当該重大製品事故報告によると、その多くがオンライン・ショッピング・モールで購入された製品だが、掃除機等の本体を扱っている事業者のみから報告がなされる場合が太宗。対して、純正品でないバッテリー

パックの輸入事業者からの事故報告は1件。 結果として、消費者への注意喚起、事故原因 の究明等の指導も行えない。

・ モール運営事業者へ購入履歴等のデジタル データが集積されるという特徴があり、モール運 営事業者が有する情報収集・分析・発信力や 消費者に対する信頼性などモール運営事業者 の強みを活かした取組は、今後こうした状況の 改善に寄与するものと期待。

## 5. 期待される今後の取組 (1)国による取組

- インターネットやソーシャル・ネットワーキング・サービスも活用し、効果的な広報や啓発の実施。
- モール運営事業者の取組に応じて、国が有する製造・輸入事業者の届出情報の効果的・効率的な活用の在り方を検討。
- 製品安全4法に違反する製品を国内に流通させる海外直販事業者に対し、二国間・多国間連携。当該販売サイトの公開停止措置や消費者への情報提供。
- モール運営事業者による取組促進のため、製品安全に関する情報提供及び取組の進捗状況の把握。
- モール運営事業者が行う規制対象製品に係る表示の確認にあたって、対象とする製品の特定や確認時に入手すべき情報を整理し、要件を定めモール運営事業者に要請を行う。

#### (2)モール運営事業者による取組

- モール運営事業者がリコール情報等を当該製品の購入者へ直接的に提供。あるいは、製造・輸入事業者に対し、同者が実施する危害防止のための取組に資する情報を提供。
- 規制対象製品を販売する事業者に対し、製品 安全4法に定められた表示の有無を確認。
- モール運営事業者が確認した違反製品の情報について、連絡会合等を通じ、他モール運営事業者と共有。
- 販売事業者に対する製品安全4法の周知、消費者行動の促進等のため、製品安全に関する情報を提供。

モール運営事業者による取組は、規制対象製品が多岐にわたることから、違反対応や事故報告が多い製品など危害を及ぼす恐れの高い製品を中心とし、また、モール運営事業者のショッピングモール等の仕組みが異なることからそれぞれの仕組みに応じた具体的かつ実効的な取組を検討し、推進することが望ましい。

#### (3)消費者による取組

- 購入や出品を行う取引の当事者として消費者自身が、取引前後にできることを改めて確認。
- モール運営事業者が構築している通報機能等の ツールを活用し、自らが確認・経験した安全に関 する情報を発信。

## モール等運営事業者に係る新たな法律について

- オンラインモールなどにおいて、危険商品等の流通や販売業者が特定できず紛争解決が 困難となる等の問題がみられている。
- 消費者庁は、学識有識者・産業界・消費者団体等により構成される検討会を開催。
- 検討会で取りまとめられた報告書では、消費者取引における環境整備等の観点から新規立法の必要性が掲げられ、現在、消費者庁による新法案の検討が進められている。

<u>消費者庁の「デジタル・プラットフォーム企業が介在する消費者取引における環境整備等に関する検討会」</u>
において取りまとめられた報告書における新規立法の具体的内容

## 取引デジタル・プラットフォーム企業の努力義務

- 販売業者と消費者の間の円滑な連絡手段の確保
- ➢ 苦情の申出を受けた場合の必要な調査等の実施
- 販売業者に対し身元確認のための情報提供を求める。

## 商品等の出品の停止

商品を使用する際の安全性等の表示に著しい虚偽・ 誤認表示があり、販売業者が特定不能など個別法の 執行が困難な場合、大臣が販売停止等を要請。

## 販売業者に係る情報の開示請求権

消費者が損害賠償請求等を行う場合に必要な範囲で販売業者の情報の開示を請求できる権利を創設

## 官民協議会•申出制度

- ▶ 行政機関、事業者団体、消費者団体からなる官 民協議会を組織し、取組事項を協議
- 消費者等のための申出制度を創設